

【第二部 特別給付経理】

運用の遂行状況及び運用結果

1 運用の目標

【基本原則、運用の目的に基づき、運用の目標の達成に向けた運用の遂行が市場の状況を踏まえてなされているか】

(I-1~3)

[資産運用の基本方針の規定]

1. 建退共資産の運用に当たっては、中退法その他の法令を遵守するとともに、退職金を将来にわたり確実に給付することができるよう、安全かつ効率を基本として実施するものとする。
2. 建退共資産の運用は、建設業退職金共済制度（以下「建退共制度」という。）を安定的に運営していく上で必要とされる収益を長期的に確保することを目的とする。
3. 上記1、2に基づき、中退法施行令第10条に定める退職金の額を前提として、中期的に建退共制度の安定的な運営を維持しうる収益の確保を目標とする。

〈実績〉

- ①平成25年度決算の概要については、期末運用資産残高は332億円（対前年度1億円増）、運用収入は12億円を計上し、決算運用利回りは3.49%であった。（表1）

先進国の緩やかな景気拡大と堅調な企業業績を背景とした外国株式市況の上昇、更に日銀による量的・質的金融緩和と経済政策への期待を受けた円安および国内株式市況の上昇により、金銭信託で大きな収益（9億円）を確保した。

当期総利益は5億円を計上し、平成25年度末の利益剰余金は143億円となった。

- ②資産運用の状況については、期末運用資産残高の内訳・構成比、資産別の利回りを記載している。（表2）
- ③委託運用に係る金銭信託のパフォーマンス状況については、国内債券・国内株式、外国株式がベンチマークを上回り、外国債券・短期資産がベンチマークをやや下回る結果となったが、主な要因はユーロ圏周辺国の回復に追従できなかった影響によるものである。ただし、全体ではベンチマークを上回る結果（対複合ベンチマーク比+0.24%）となった。（表3）

なお、自家運用（有価証券）に係るパフォーマンス状況については、決算運用利回りが1.40%であった。

- ④資産配分の状況については、いずれの資産も基本ポートフォリオの乖離許容幅の範囲内に収まっている。（表4）
- ⑤以上、特別給付経理の資産運用については、建退共制度の安定的な運営を維持し

うる収益の確保を目標として、平成 25 年度中を通じて基本方針に定める基本ポートフォリオの資産配分に沿って、安全かつ効率を基本として適切に遂行した。

添付資料

平成 25 年度決算 貸借対照表・損益計算書 (P3~4)

表 1 平成 25 年度決算の概要

区 分	概 要	参考 (平成 24 年度)
期末運用資産残高	33,190 百万円	33,064 百万円
(期末資産残高)	(33,329 百万円)	(33,192 百万円)
運用収入 (うち金銭信託評価益)	1,152 百万円 (891 百万円)	1,449 百万円 (1,180 百万円)
運用費用	6 百万円	6 百万円
決算運用利回り	3.49%	4.48%

- (注) 1. 期末資産残高は貸借対照表の資産総額であり、期末運用資産残高は期末資産残高から貸借対照表の未収収益等を控除した資産の総額である。
2. 決算運用利回りは、損益計算書の運用収入から運用費用を減じたものを、運用資産の平均残高で除したものである。

表 2 資産運用の状況

(単位：億円、%)

運用の方法等	平成 25 年度末				
	資産残高	構成比	時価(参考)	決算運用利回り	
自家運用	163	49.0	—	1.34	
有価証券	国債	7	2.1	7	0.70
	政府保証債	139	41.8	143	1.46
	金融債	4	1.2	4	0.39
	小計	150	45.2	154	1.40
預金	短期運用	9	2.7	※	0.09
	普通預金	4	1.1	※	—
	小計	13	3.9	※	0.04
委託運用	169	51.0	—	5.65	
金銭信託	138	41.4	138	6.73	
生命保険資産	32	9.6	※	1.11	
合計	332	100.0	—	3.49	

- (注) 1. 時価(参考)欄において、時価の把握ができないものについては※とした。
2. 決算運用利回りは、運用収益(費用控除後)を平均残高で除したものである。

3. 短期運用は譲渡性預金である。
4. 単位未満は四捨五入しているため計が一致しない場合がある。

表3 パフォーマンス状況

委託運用（金銭信託）

資産区分	① 時間加重収益率		② ベンチマーク		①-② 超過収益率
		構成比		構成比	
国内債券	0.65%	67.9%	0.58%	65.5%	0.07%
国内株式	20.05%	14.7%	18.56%	15.7%	1.48%
外国債券	14.80%	7.3%	15.28%	7.9%	-0.48%
外国株式	33.49%	7.4%	32.43%	7.9%	1.06%
短期資産	0.02%	2.8%	0.04%	3.0%	-0.02%
合計	7.18%	100.0%	6.93%	100.0%	0.24%

- (注) 1. 委託運用のうち生命保険資産については、ベンチマーク比較に適さないことから除いている。
2. 時間加重収益率は、費用控除前である。
3. ①の構成比欄は期末構成比であり、期中の変化を反映した時間加重収益率のものとは必ずしも一致しない。
4. ②の構成比欄は、各受託運用機関に提示した資産構成に基づいて計算された金銭信託全体の構成比である。
5. ベンチマークの合計欄は、構成比による加重平均である。
6. 委託運用（金銭信託）の資産ごとのベンチマークは、基本方針に定めている以下の指標による。
- ・国内債券 NOMURA ボンド・パフォーマンス・インデックス（総合）
 - ・国内株式 TOPIX（配当込み）
 - ・外国債券 シティグループ世界国債インデックス（日本を除く、円換算）
 - ・外国株式 MSCI（KOKUSAI、円換算、配当再投資、GROSS）
 - ・短期資産 コールレート（翌日もの、有担保、月中平均）
7. 短期資産には、外貨建資産の為替差損益（約定日と受渡日の為替レートの差損益）等が含まれている。
8. 単位未満は、四捨五入しているため計が一致しない場合がある。

(参考) 自家運用 (有価証券)

資産区分	決算運用利回り	参考値
有価証券	1.40%	1.33%

- (注) 1. 決算運用利回りは自家運用のうち預金を除いた数値である。
 2. 参考値は NOMURA ボンド・パフォーマンス・インデックスの額面加重平均利率 (総合: 25 年 3 月末~26 年 2 月末の単純平均) である。

表 4 資産配分の状況

	基本ポートフォリオ		平成 25 年度末の実績	
	資産配分 a	乖離許容幅	資産配分 b	乖離幅 b-a
国内債券	83.0%	±7.0%	82.8%	-0.2%
国内株式	6.0%	±2.5%	6.1%	0.1%
外国債券	3.0%	±1.5%	3.0%	0.0%
外国株式	3.0%	±1.5%	3.1%	0.1%
短期資産	5.0%	±3.0%	5.0%	0.0%
合計	100.0%	—	100.0%	—

<委員からの評価コメント>

<村山委員>

● 〈実績〉③外国債券・短期資産がベンチマークをやや下回った理由として、「ユーロ圏周辺国の回復に追随できなかった」とのことであるが、分かりにくい。短期資産も影響を受けたのか。ユーロ圏周辺国とはどこか。回復に追随するとはどういうことか。

(回答)

2009 年、ギリシャで大幅な財政赤字が発覚したギリシャ危機を発端に、ポルトガル、アイルランド、イタリア、ギリシャ、スペインのいわゆる PIIGS 諸国と呼ばれるユーロ圏周辺国の脆弱な財政問題が顕在化し、これらの国債金利が急騰し欧州全体の金融システムを揺るがしました。この「欧州債務危機」によりユーロ圏周辺国の国債を保有していた多くの外国債券ファンドのパフォーマンスは悪影響を受け、リスクオフにより、これらの国債をアンダーウエイトとしました。その後、欧州金融当局の金融政策もあり、ユーロ圏周辺国の国債金利も落ち着きを見せはじめ、さらにその後急回復 (金利低下) する結果となりますが、依然、リスクオフ姿勢も強かったことで、一部運用機関では、これらの国債の保有 (買戻し) について慎重な姿勢を維持しアンダーウエイトを継続しました。この結果、市場の急速なリバウンド局面に追随できず、機会損失を招きベンチマークを下回りました。

なお、この理由は外国債券のアンダーパフォーム要因であり、短期資産には影響していません。短期資産は、為替差損が発生したときに超過収益率が一時的にマイナスになることがあり、評価の対象とはしていません。

<吉國委員>

● 今期の実績は、資産運用の基本方針に沿った運用が行われたと評価できる。

一方、アベノミクス効果が一巡し、今年度に入って株価や円相場の動きは、落ち着いたものとなっており、これまでのような高収益を期待することは困難になりつつある。

この間、デフレ脱却が視野に入り、物価の上昇傾向が定着している。既に自家運用分の運用利回りでは、消費者物価の上昇をカバーできない状況であり、今後の運用を考えるに当たってはデフレ時代とは異なった視点が必要になるかもしれない。

(回答)

金融市場の動向に注視しつつ、建退共制度の安定的な運営を維持しうる収益の確保を目標とする運用を行っていく所存です。

<米澤委員>

特にコメントはありません。

<小粥委員>

特にコメントはありません。

<奥村委員>

● 運用の目標に関し運用の基本原則、運用の目的に基づき、運用の目標の達成に向けた運用の遂行が市場の状況を踏まえて適切に行われていると評価できる。今後とも引き続き適切に行われることが期待される。

2 基本ポートフォリオ

【基本ポートフォリオに基づく資産配分がなされているか】

【基本ポートフォリオの検証が適切になされているか】

平成22年12月27日変更の基本ポートフォリオ

(I-4(2))

[資産運用の基本方針の規定]

基本ポートフォリオの資産配分割合は以下のとおりとする。

(%)

	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	短期資産	合計
資産配分	83.0	6.0	3.0	3.0	5.0	100.0
乖離許容幅	±7.0	±2.5	±1.5	±1.5	±3.0	

(注1) 国内債券には生命保険資産、新株予約権付社債を含む。

(注2) 平成22年度にこの基本ポートフォリオを検証した結果、その期待収益率は1.67%、標準偏差は1.60%である。

(注3) この基本ポートフォリオは、平成15年10月1日に、5年程度の中期的観点から、現行の退職金の額を負債の前提として、最適な資産配分を策定したものである。

(注4) この基本ポートフォリオは毎年度検証することとし、必要に応じて見直しを行う。

〈実績〉

【基本ポートフォリオに基づく資産配分】

- ①基本ポートフォリオに定める資産配分割合を乖離許容幅の範囲内で維持するよう、管理表を作成し、月次管理を実施した。この結果、評価期間中の資産配分実績は、乖離許容幅の範囲内で推移した。
- ②各資産の時価変動や退職金支払いによる自家運用額の減少及び受託運用機関の総合評価に基づく委託金額の移管を踏まえ、各資産の配分割合が基本ポートフォリオの中心値に近似するよう、受託運用機関毎に平成25年度末のアセットアロケーションを再計算した。この結果を資産運用委員会に諮った上で、当該アセットアロケーションを平成25年度末以降遵守するよう各受託運用機関に通知した。
- ③金銭信託に係る資産配分割合については、各受託運用機関のアセットアロケーションの遵守状況を、情報統合サービスの利用によりモニタリングした。

【基本ポートフォリオの検証】

- ① 平成25年度の検証は、新たな経済予測に基づく数値を用いて検証を行ったところ、現行の基本ポートフォリオは効率的フロンティアからほとんど乖離がなく、効率的なポートフォリオであることを確認した。また、責任準備金に対する利益剰余金の割合を検証したところ、リスクバッファは小幅増加し、ショートフォール確率も引き続き低いことを確認した。
- ② 以上の検証結果を平成26年1月に開催したALM委員会特退共分科会の助言を得て、現行ポートフォリオを継続することとした。

添付資料

基本ポートフォリオと資産構成 (P12)

基本ポートフォリオの検証結果について (P15~17)

第1回ALM委員会特退共分科会議事要旨 (P23)

<委員からの評価コメント>

<村山委員>

●「リスクバッファは小幅増加し、ショートフォール確率も引き続き低い」の意味が理解できない。

(回答)

リスクバッファは責任準備金に対する利益剰余金の割合であり、前回検証時(22/3期末)の66.8%(3年平均)に比べ25/3期末は68.6%と小幅に増加したことでさらに財務の安定性は増しています。また、採算利回り(2.5%)をリスクバッファ分下回ることによってショートフォールする利回りは▲66.1%となり、期待リターン(1.73%)とリスク(1.78%)から推計されるショートフォール確率は前回検証時と同様に0.1%未満で低い状況が続いています。ショートフォール確率とは翌年度に欠損に転じる確率です。

(第1回資産運用評価委員会添付資料P15~17参照)

<吉國委員>

●期中に乖離許容幅を超過するケースはなく、基本方針に沿った運用が行われたと判断できる。ただ、デフレ脱却に伴う運用環境の変化を展望すると、今後共、基本ポートフォリオについて不断の見直しを行って頂きたい。

(回答)

建退共においては、平成26年度が、中退法第85条に定める掛金及び退職金等の額の検討の時期に当たります。したがって、基本ポートフォリオの見直し等についても検討する予定です。

<米澤委員>

●評価できる。ただし、デフレ脱却の次に生じうるのは金利の上昇であろう。この点を考慮して基本ポートフォリオの再検討も必要と思われる。

(回答)

建退共においては、平成26年度が、中退法第85条に定める掛金及び退職金等の額の検討の時期に当たります。したがって、基本ポートフォリオの見直し等についても検討する予定です。

<小粥委員>

●リスクバッファが60%を越えるような状況にあっても、基本ポートフォリオの期待収益率はどの水準が妥当と判断されているのでしょうか。

(回答)

リスクバッファが60%を越えるような状況にあっても、期待収益率の設定は、同一の制度である建退共給付経理と同程度を目途とすることが蓋然性がもっとも高いと判断しています。これにより基本ポートフォリオの期待収益率は、採算利回り(損益0をとなる利回り)に極力近い利回りを確保できるもの、または、できればこれを上回ることを目安としています。また、建退共においては、平成26年度が、中退法第85条に定める掛金及び退職金等の額の検討の時期に当たります。したがって、基

本ポートフォリオの見直し及びリスクバッファが 60%を越えるような状況にあつて、基本ポートフォリオの期待収益率はどの水準が妥当と判断するかについても検討する予定です。

<奥村委員>

●基本ポートフォリオに基づく資産配分は適切に行われており、その検証も適切になされていると評価できる。今後とも引き続き適切に行われるよう期待される。

3 情報公開

【資産運用に関する情報公開が十分に行われているか】

(I - 6)

[資産運用の基本方針の規定]

運用の基本的な方針や運用の結果等、資産運用に関する情報について、適時、公開する。

〈実績〉

- ① 資産運用に関する情報は、機構ホームページの資産運用のサイトにおいて、基本方針、運用管理体制、資産運用状況(グラフ化した資産運用状況を含む)、資産運用結果に対する評価報告書、外部の専門家で構成する委員会及び用語集を公開している。
- ② 外部の専門家で構成する委員会に関する情報は、資産運用検討委員会、資産運用評価委員会、ALM委員会特退共分科会の資料及び議事要旨を引き続き公開している。
- ③ その他の関連する情報については、情報公開のサイトの「財務に関する情報」において、貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書等を公開している。

〈委員からの評価コメント〉

〈村山委員〉

● 「財務に関する情報」について、「建退共事業等勘定特別給付経理の平成24年度の貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書等を公開している。」としてはどうか。

〈回答〉

「建退共事業等勘定の平成24年度の貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書等を公開している。」に修正します。

〈吉國委員〉

特にコメントはありません。

〈米澤委員〉

特にコメントはありません。

〈小粥委員〉

特にコメントはありません。

〈奥村委員〉

● 資産運用に関する情報公開は、適切に行われていると評価できる。今後とも、引き

続き、適切で、わかりやすい情報公開が行われるよう期待される。

4 自家運用の遂行

【基本方針に定める基本的投資スタンスが遵守されているか】

【リスク管理が適切になされているか】

(Ⅱ－２)

[資産運用の基本方針の規定]

- ① 長期保有によるインカム・ゲインにより退職給付金等の支払財源を確保するため、バイ・アンド・ホールドを原則とする長期・安定的な債券投資を行うこととする。
- ② 国債、地方債、政府保証債、金融債以外の債券及び公社債投資信託の受益証券を取得する場合における、同一の発行体が発行した債券等への投資額は、自家運用における債券保有総額の10%を超えないこととする。
- ③ 信用リスクを管理する観点からは、金融債、財投機関債、社債（特定社債券を含む。）及び円貨建外国債の取得は指定格付け機関の一からA格以上を取得しているものとする。取得後に格付けがA格未満に低下した場合は、発行体の業績の推移等に留意しつつ、適宜売却する方向で検討する。

〈実績〉

【基本的投資スタンスの遵守】

- ・バイ・アンド・ホールドの原則を踏まえた長期・安定的な債券投資を継続した。また、保有債券の売却は行っていない。

【リスク管理】

- ・自家運用の債券は、国債、政府保証債及び金融債であり、同一の発行体が発行した債券の保有総額制限の対象となる投資はなく、また、格付け制限の対象となる債券は、発行元の格付けがA格以上の金融債を取得及び保有している。

添付資料

平成25年度資産運用状況 (P25)

保有債券発行機関の格付け取得状況 (P29)

<委員からの評価コメント>

<村山委員>

特にコメントはありません。

<吉國委員>

特にコメントはありません。

<米澤委員>

特にコメントはありません。

<小粥委員>

特にコメントはありません。

<奥村委員>

●基本方針に定める基本的投資スタンスは遵守されており、リスク管理も適切に行われていると評価できる。今後とも引き続き適切に行われるよう期待される。

5 委託運用

(1) 金銭信託

【受託機関の選定・評価が基本方針に定めた基本に基づき適切に行われているか】

【受託機関のシェア変更が基本方針に定めた基本に基づき適切に行われているか】

【受託機関の資産管理・運用状況の把握が適切になされているか】

(Ⅲ－1 (1)、(2)、(3)、(4) ⑥、⑦)

[資産運用の基本方針の規定]

(1) 受託機関の選定

委託運用に当たっては、運用スタイル、手法を勘案して受託運用機関を選定し、それぞれの受託運用機関に本基本方針及び運用ガイドラインに基づく運用を指示する。

受託機関の選定に当たっては、当該受託機関の①経営理念、経営内容及び社会的評価、②年金性資金運用に対する理解と関心、③運用方針及び運用スタイル、手法、④情報収集システム、投資判断プロセス等の運用管理体制、⑤法令等の遵守状況、⑥運用担当者の能力、経験、⑦年金性資金運用の経験、実績等を十分審査する。

(2) 受託機関の評価

建退共本部は、受託機関について、定量評価に定性評価を加えた総合的な評価を行う。この場合、評価の対象期間は、3～5年の委託期間を原則とする。

① 定量評価

定量評価に当たっては、各受託運用機関のファンド毎の時間加重収益率及び修正総合利回りを、各受託運用機関との間で取り決めた資産構成に基づいて計算された複合市場平均収益率（複合ベンチマーク）と比較する。あわせて、各資産別に、同一のベンチマークによって、対象とする受託運用機関毎に比較する。

② 定性評価

定性評価に当たっては、運用体制、投資方針、リスク管理体制、運用能力、説明能力の項目とし、運用スタイル、手法と実際の投資行動との整合性について検証する。あわせて、報告書やミーティングを通じて、建退共本部のニーズの把握状況や年金性資金運用に対する理解と関心について評価を行う。

(3) 受託機関のシェア変更

① 建退共本部は、評価結果に基づいて、受託運用機関への資産配分シェアの変更、委託契約の変更、解除を行う。

② 成績が著しく不振であるときには、上記の評価を待たず、資産配分シェアの変更、委託契約の変更、解除を行うことがある。

③ 市場価格の大幅な変動により、建退共本部全体の資産構成が基本ポートフォリオから著しく乖離し、その修正を行う必要があるときには、受託運用機関の評価の優劣にかかわらず、資産配分シェアの変更、委託契約の変更、解除等を行うことがある。

- ④ 法令、契約書若しくは指示事項に違反したと認められる場合又は建退共資産管理上必要が生じた場合には、建退共資産の安全性確保のため、資産配分シェアの変更、委託契約の変更、解除を行うことがある。

(4) 受託機関の責務及び目標

- ① 受託機関は、ポートフォリオの運用状況を中心とした建退共資産の管理に関する報告書（残高状況、損益状況、取引状況及び費用状況等）及び建退共資産の運用に関する報告書（パフォーマンス状況、運用方針等）を、少なくとも四半期毎に建退共本部へ提出する。また、法令、契約書又は指示事項に違反した場合は、直ちに申し出るとともに、建退共本部からの指示を受ける。以上の他、建退共本部の指示に従い報告を行う。
- ② 建退共本部と受託運用機関は、原則として四半期毎にミーティングを行い、建退共資産の運用状況及び運用成果並びに今後の市場見通し及びそれに基づく運用方針、運用計画の重要事項について協議を行う。その他、建退共本部と受託機関は必要に応じ、情報交換、協議を行う。

〈 実績 〉

【選定】

- ・ 2社を採用しており、期中に新たな受託運用機関の選定は行っていない。

【評価】

- ① 定量評価については、複合ベンチマークとの比較に基づく超過収益率による評価を実施した。併せて各資産別にベンチマークとの比較に基づく受託運用機関毎の超過収益率とその要因分析を行った。
- ② 定性評価については、運用体制、投資方針、リスク管理体制、運用能力、説明能力、建退共本部のニーズの把握状況及び年金性資金運用に対する理解と関心の7項目から成る定性評価シートにより、年度上期と下期の評価を実施した。

【シェア変更】

- ・ 運用実績等の評価に基づく受託運用機関のシェア変更は行っていない。

【資産管理・運用状況の把握】

- ① 各受託運用機関に対し、新たなアセットアロケーションを通知し、運用ガイドラインとともに、その遵守を指示した。平成25年度は、ガイドライン等に抵触する事案はなかった。
- ② 資産の運用及び管理に関する報告書は、適切に作成され遅滞なく提出されている。
- ③ 平成25年度は、4～5月及び10月に受託運用機関全社と定例のミーティングを実施した。また、8月及び1月にパフォーマンスが不振な受託運用機関とミーティングを実施した。

- ④ 委託運用におけるパフォーマンス改善に向けた取組みについては、上半期の運用実績を踏まえ、運用成績が不振な受託運用機関に対し、運用改善策の提出を求めた。当該運用機関からは、パフォーマンスが芳しくない要因を分析し、その分析結果を踏まえた改善策の報告を受けている。

添付資料

平成 25 年度定量評価（複合ベンチマーク対比運用成績表）（P30）

資産区分別運用機関別超過収益率（要因含む）（P31～34）

平成 25 年度定性評価（P35～36）

<委員からの評価コメント>

<村山委員>

特にコメントはありません。

<吉國委員>

特にコメントはありません。

<米澤委員>

特にコメントはありません。

<小粥委員>

特にコメントはありません。

<奥村委員>

●シェア変更を行っていない理由が明確でないが、たとえばいずれも評価が適切であったからか、今期は評価時期でないからか、その理由を記載する必要はないか。

(回答)

「いずれの受託運用機関とも運用実績等の評価が適切であったため」と追記します。

●受託機関の評価は基本方針に定めた基本に基づき適切に行われていると評価できる。また、受託機関の資産管理・運用状況の把握についても適切に行われていると評価できる。期中において行われなかった受託機関の選定及びシェア変更を含め、引き続き適切に行われることが期待される。

(2) 生命保険資産

【受託機関の選定・評価が基本方針に定めた基本に基づき適切に行われているか】

【受託機関のシェア変更が基本方針に定めた基本に基づき適切に行われているか】

(Ⅲ-2 (1) ~ (3))

[資産運用の基本方針の規定]

(1) 生命保険会社の選定

信用ある格付け機関の格付け、ソルベンシーマージン比率、保証利率等を考慮し、選定する。

(2) 生命保険会社の評価

財務格付け、ソルベンシーマージン比率等による健全性、保証利率、配当の有無並びに建退共資産の管理に係る事務量等を評価する。

(3) 生命保険会社のシェア変更

(2) の評価により必要に応じてシェアの変更を行う。

〈実績〉

【選定】

- ・ 5社を採用しており、期中に新たな生命保険会社の選定は行っていない。

【評価】

- ・ 生命保険会社の評価は、格付け、ソルベンシーマージン比率、保証利率及び建退共資産の管理に関する事務量等について実施した。

共同受託における幹事会社の主な業務

- ① 企業年金保険契約に係る被保険者の加入・脱退データの授受及び管理
- ② 機構が払い込む保険料や機構が受け取る保険金の共同受託会社への配賦及び指示
- ③ 共同受託会社の生命保険資産決算の取りまとめ及び機構への報告

【シェア変更】

- ・ いずれの生命保険会社とも評価結果に問題がなかったため、評価によるシェア変更は行っていない。

添付資料

生命保険会社の評価・運用の状況等 (P37~38)

<委員からの評価コメント>

<村山委員>

特にコメントはありません。

<吉國委員>

特にコメントはありません。

<米澤委員>

特にコメントはありません。

<小粥委員>

特にコメントはありません。

<奥村委員>

●新たな選定を行わない理由は何かコメントする必要があるか。既存の機関に問題はなかったため、あるいは 今年に入れ替え時期でないため、とか。

(回答)

「既存の生命保険会社に問題がなかったため」と追記します。なお、建退共給付経理においても同様のため、追記します。

●「事務量」が評価基準であるとは、どういうことか。

(回答)

共同取扱契約（5社）の幹事会社は、他の4社が行わない事務を行っております。その事務については、かなりボリュームがあり、他の4社と同じ取り扱いでは公平性を欠くため、幹事会社については評価基準に事務量を加えて評価することとしています。

(参考)

幹事会社の事務

- ① 企業年金保険契約に係る被保険者の加入・脱退データの授受及び管理
- ② 機構が払い込む保険料や機構が受け取る保険金の共同受託会社への配賦及び指示
- ③ 共同受託会社の生命保険資産決算の取りまとめ及び機構への報告
- ④ 生命保険資産に係る入出金の月次報告
- ⑤ 企業年金保険契約にかかる機構との協議

●生命保険資産の運用については、受託機関の評価が基本方針に定めた基本に基づき適切に行われてと評価できる。期中で行われなかった受託機関の選定、シェア変更を含め引き続き適切に行われることが期待される。

(3) 有価証券信託

【受託機関の選定・評価が基本方針に定めた基本に基づき適切に行われているか】

【受託機関のシェア変更が基本方針に定めた基本に基づき適切に行われているか】

(Ⅲ－3 (1)、(2))

[資産運用の基本方針の規定]

(1) 受託機関の選定及び評価

有価証券信託については、建退共本部が信託する有価証券（以下「信託有価証券」という。）の保全のため、受託機関の健全性を重視して選定し、貸出稼働率・収益率等を評価することとする。

(2) 信託有価証券の払戻

(1) の評価に基づき必要に応じて信託有価証券の払戻を行う。

〈実績〉

- ・ 有価証券信託による委託運用の実績はなかった。

〈委員からの評価コメント〉

〈村山委員〉

特にコメントはありません。

〈吉國委員〉

特にコメントはありません。

〈米澤委員〉

特にコメントはありません。

〈小粥委員〉

特にコメントはありません。

〈奥村委員〉

- 有価証券信託による委託運用の実績はなかった。

6 運用管理体制

【運用体制の整備・充実がなされているか】

【資産運用委員会等の運営が適切になされているか】

(Ⅳ-1、2、3)

[資産運用の基本方針の規定]

1. 運用体制の整備、充実

- ① 資産運用に係る業務は資金運用部が執行する。
- ② 同部には、資産運用の専門的知識を持った担当者を配置することし、資産運用を取り巻く環境の変化に対応できるよう、さらに人材の育と確保に取り組む。あわせて運用体制の整備、充実を図り、運用管理の理化、コストの削減に努めるほか、情報収集等によりリスク管理を適切に行う。

2. 資産運用委員会の設置

建退共資産の運用に関する基本方針、運用計画及び資産の配分等の重要事項を審議することを目的として、担当役職員で構成する資産運用委員会を設置する。

3. ALM委員会の設置

資産の運用について、基本ポートフォリオの作成等運用の基本事項に関し、助言を得ることを目的として、外部の専門家で構成するALM委員会を設置する。

〈実績〉

【運用体制の整備・充実】

- ① 建退共資産の運用に係る業務は、資金運用部が執行している。
資金運用部には、資産運用の専門的知識及び年金資産運用の経験を有する担当者を運用調査役として配置している。
- ② 資産運用に関する専門的知識の向上を図る観点から、資産運用に関するセミナーに参加し、必要な知識の習得に努めた。

【資産運用委員会等の運営】

- ① 資産運用委員会を四半期毎に開催し、運用実績の報告、運用計画の審議を行ったほか、臨時開催により、金銭信託受託運用機関のアセットアロケーション変更の審議を行った。
- ② ALM委員会特退共分科会を平成26年1月に開催し、基本ポートフォリオの検証結果について助言を得て現行ポートフォリオを継続することとした。

添付資料

運用体制の整備、充実について (P41)

平成 25 年度資産運用関係会議開催状況 (P42)

<委員からの評価コメント>

<村山委員>

特にコメントはありません。

<吉國委員>

●運用体制の整備・充実については、適切になされていると判断される。今後については、「公的・準公的資金の運用・リスク管理等の高度化等に関する有識者会議」の提言に対する機構としての対応方針を確定し、それを踏まえた説明が求められよう。

(回答)

市場の環境変化があるなかで、建退共制度に適した運用が行えるよう、検討していきます。

<米澤委員>

特にコメントはありません。

<小粥委員>

特にコメントはありません。

<奥村委員>

●運用体制の整備充実は適切に行われており、資産運用委員会等の運営も適切に行われていると評価できる。今後とも引き続き適切に行われるよう期待される。